

## 【外貨普通預金規定】

### 1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも、預入れまたは払戻しができます。

### 2. (預金口座への受入れ)

- (1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりです。なお、通貨の種類によって受入れできないものもあります。
  - ①現金（外国通貨現金を除く）
  - ②当店を支払場所とする円貨建手形、小切手、配当領収証、および外貨建手形、小切手等（以下「証券類」という。）のうち当店で決済を確認したもの、また、当店以外を支払場所とする外貨建の証券類については、取立のうえ、決済確認後受入れます。
  - ③為替による振込金（外国からの振込を含み、他店券による振込を除く。）
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務は負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続をすませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立を要する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 3. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (2) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

### 4. (外国通貨現金による受入れ、払戻し)

この預金の外国通貨現金による預入れ、払戻しはできません。

### 5. (利息)

この預金の利息は毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は原則月1回、月末に見直し、翌月初から適用しますが、金融情勢等により随時見直しすることがあります。

### 6. (相場・手数料)

- (1) この預金口座へ預金口座と異なる通貨を受入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる通貨により支払う場合は、当金庫が店頭に表示する為替相場により換算します。この場合、手数料をいただくことがあります。なお、為替予約を締結しているときは、当該予約相場により換算します。
- (2) 前項以外の預入れ、払戻しを行う場合は、外貨普通預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）記載の手数料をいただきます。

### 7. (解約等)

この預金口座を解約する場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、当店に提出してください。

### 8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 9. (外貨預金共通規定の適用)

この預金には、本規定の他「外貨預金共通規定」が適用されるものとします。

以上